

体 罰

教師等の体罰により生徒が肉体的・精神的被害を被り、これが問題となったり、更には民事裁判の場で、教師や学校の損害賠償責任が問われる場合がある。

学校教育法第一条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定めている。また、戦前の法令にも同様の規定があり、体罰は学校教育上戦前戦後を通じて禁止されている。

この「体罰」について通達では、身体に対する侵害の外、用便に行かせなかったり、食事時間を過ぎても教室に留め置いたり、授業中騒いだ生徒を教室外に立たせたりする等、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒行為もこれに該当するとされている。要するに、生徒に対する肉体的苦痛を与える行為は殆んどが体罰に該当することになる。

ところで、教師にしてみると、様々な性格・能力を持ち、様々な物的・人的生活環境の中で育った生徒に対し、等しく教育効果をあげる責任がある。その中で指導に従わない生徒に対し、時として止むを得ず肉体的苦痛を伴う懲戒権を行使することがある。他方、生徒にしてみると、そのような体罰により、思わぬ傷害を負ったり、通常以上に肉体的苦痛を感じたり、深く心に傷を負ったりすることがある。そこで、どのような行為が体罰に該当し、教師の責任が肯定されるのかは教師にとって極めて重大である。

判例は、具体的に発生した事件について、それが裁判に発展した場合で、その裁判が途中で和解という形で終らず判決という形で終了した場合に、その事件限りで裁判所の見解が明らかにされるものである。しかも、この種の事件では地方裁判所の判決の止まっているものが多く、容易に原則を見出し得ない。しかし、そのような中でも、ボール紙製の出席簿で軽く頭を叩く程度の行為は

体罰に当たらないが、平手打ちにしたり、生徒に傷害を負わせるような行為は余程の事情がない限り体罰に当たると考えるべきである。判例の中には「体罰に該当するか否かは、有形力の行使による場合とそれ以外の方法による場合とを通じて、教員が行った行為の態様の外、生徒等の年齢・健康状態、場所的及び時間的諸環境等諸般の事情を考慮し、制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。しかし、いやしくも体罰が加えられた以上は、たとえ懲戒行為としてなされたものであっても法律上違法な行為であって、体罰に違法なものと適法なものがあるというが如き見解は、当裁判所の採らないところである。」としているものがある。

教師は、体罰が自らの指導力の不足を露呈するものであることを肝に銘じて頂き度いと共に、学校は、教育環境の変化に即応した体制を整備して頂き度い。

【平成21年2月26日 静岡新聞 朝刊 掲載】